

平成21年9月3日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成21年7月22日厚生労働省発食安0722第1号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくシメコナゾールに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

シメコナゾール

1. 品目名：シメコナゾール (Simeconazole)

2. 用途：殺菌剤

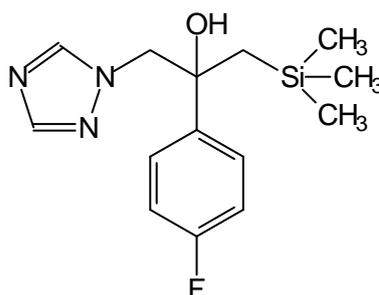
トリアゾール系殺菌剤であり、菌類の細胞膜成分であるエルゴステロール生合成系の、ラノステロールのC₁₄位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。

3. 化学名：

(*RS*)-2-(4-fluorophenyl)-1-(1*H*-1,2,4-triazol-1-yl)-
3-(trimethylsilyl)propan-2-ol (IUPAC)

α -(4-fluorophenyl)- α -[(trimethylsilyl)methyl]-1*H*-1,2,4-triazole-
1-ethanol (CAS)

4. 構造式及び物性



分子式	C ₁₄ H ₂₀ FN ₃ OSi
分子量	293.41
水溶解度	57.5 mg/L (20°C)
分配係数	Log ₁₀ Pow = 3.2 (25°C)

(メーカー提出資料より)

5. 適用病害虫の範囲及び使用方法

本薬の適用病害虫の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 20%シメコナゾール水和剤

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	
りんご	褐斑病 黒星病 赤星病 うどんこ病 モニリア病 斑点落葉病	2000～4000 倍	200～700 L/10a	収穫 7 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内	
なし	黒星病 赤星病 うどんこ病	4000 倍						
初刈り もも	灰星病	2000～4000 倍		収穫前日 まで				
すもも あんず ↓※ 小粒核果類		2000 倍						
おうとう		2000～4000 倍						
いちご	幼果菌核病 炭疽病	2000 倍	100～300 L/10a	収穫 14 日 前まで	2 回以内			2 回以内
	うどんこ病	2000～4000 倍						
だいち	紫斑病	1000～2000 倍	200～400 L/10a	摘採 7 日 前まで	1 回			1 回
茶	炭疽病 もち病	2000～4000 倍		200～400 L/10a	摘採 7 日 前まで	1 回	1 回	

※：「うめ」を追加して小粒核果類とする。

(2) 1.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 疑似紋枯症(褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症(赤色菌核病菌) 疑似紋枯症(灰色菌核病菌) 疑似紋枯症(褐色菌核病菌) 稲こうじ病 墨黒穂病	3～4 kg/10a	収穫 45 日 前まで	2 回以内	散布	2 回以内
	穂枯れ(ごま葉枯病菌) 穂枯れ(すじ葉枯病菌)	4kg/10a				
ねぎ	白絹病	4～6 kg/10a	土寄せ時 (収穫 14 日 前まで)	3 回以内	株元 散布	3 回以内

(3) 50%シメコナゾール水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
おうとう	灰星病 幼果菌核病	5000倍	200～700 L/10a	収穫前日まで	3回以内	散布	3回以内
だいず	紫斑病	12倍	0.8 L/10a	収穫14日前まで	2回以内	無人ヘリコプターによる散布	2回以内

(4) 4.5%シメコナゾール粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数
稲	紋枯病 稲こうじ病	1～1.3kg/10a	収穫45日前まで	2回以内	散布	2回以内
		1kg/10a			無人ヘリコプターによる散布	

(5) 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	マンゼブを含む農薬の総使用回数	
みかん	そうか病 黒点病 灰色かび病	500～600倍	200～700 L/10a	収穫30日前まで	3回以内	散布	3回以内	4回以内	
かんきつ (みかんを除く)		600倍		収穫90日前まで					
りんご	うどんこ病 モニリア病 すす点病 すす斑病 褐斑病 黒星病 赤星病 斑点落葉病 黒点病	600～800倍	収穫60日前まで						
かき	うどんこ病 落葉病 炭疽病	600倍	収穫45日前まで	2回以内	2回以内			2回以内	
すいか	炭疽病 うどんこ病 つる枯病	600～800倍	100～300 L/10a	収穫7日前まで	5回以内			5回以内	7回以内
メロン	べと病 うどんこ病 つる枯病								5回以内
かぼちゃ	べと病 うどんこ病			収穫30日前まで	2回以内	2回以内	2回以内		

(5) 2.4%シメコナゾール・65.0%マンゼブ水和剤(つづき)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	マンゼブを含む農薬の総使用回数
小粒種 ぶどう (露地栽培)	べと病 黒とう病 晩腐病 うどんこ病	1000倍	200~700 L/10a	収穫60 日 前まで	2回以内	散布	2回以内	2回以内
大粒種 ぶどう (露地栽培)				2回以内 (但し、開 花後1 回)	2回以内 (開花後 は1回以 内)			
ぶどう (施設栽培)				2回以内	2回以内			
きゅうり	べと病 うどんこ病 炭疽病 灰色かび病 褐斑病	600~800 倍	100~300 L/10a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内	3回以内
トマト	疫病 葉かび病 うどんこ病	800倍		2回以内	2回以内		2回以内	
ねぎ	さび病 べと病 黒斑病 葉枯病	600倍		収穫30 日前まで	3回以内		3回以内	3回以内
にんにく	さび病 葉枯病	600~800 倍	収穫7日 前まで				5回以内	

(6) 1.5%シメコナゾール・4.0%メトミノストロビン粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シメコナゾールを含む農薬の総使用回数	メトミノストロビンを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 紋枯病 疑似紋枯症(褐色紋枯病菌) 疑似紋枯症(赤色菌核病菌) 疑似紋枯症(灰色菌核病菌) 疑似紋枯症(褐色菌核病菌) 稲こうじ病 穂枯れ(ごま葉枯病菌)	3kg/10a	収穫45日 前まで	1回	散布	2回以内	1回

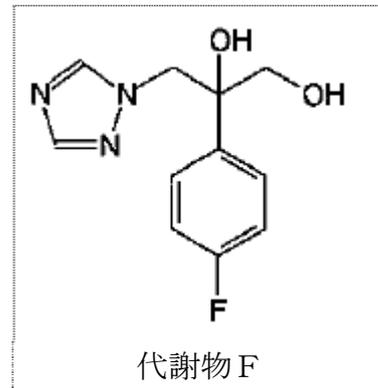
6. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ シメコナゾール
- ・ (RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-ヒドロキシメチルジメチルシリル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール(以下、代謝物Dという。)

- ・ (RS)-2-(4-フルオロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-1,2-ジオール(以下、代謝物Fという。)



② 分析法の概要

含水アセトニトリル(又はアセトン)で抽出後、C₁₈ ミニカラム、グラファイトカーボンミニカラム等で精製し、高速液体クロマトグラフ (UV 検出器) 又は高速液体クロマトグラフ/質量分析計 (LC-MS) を用いて定量する。

定量限界 シメコナゾール: 0.01~0.5 ppm
 代謝物 D: 0.01~0.03 ppm
 代謝物 F: 0.01~0.02 ppm

(2) 作物残留試験結果

①水稲

水稲(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、1.5%粒剤を1回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後43~78日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール: <0.02、<0.02 ppm
 代謝物 D: <0.02、<0.02 ppm
 代謝物 F: <0.02、<0.02 ppm

水稲(玄米)を用いた作物残留試験(2例)において、1.5%粒剤を2回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後43~78日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール: <0.02、0.02 ppm
 代謝物 D: <0.02、<0.02 ppm
 代謝物 F: <0.02、<0.02 ppm

水稲(稲わら)を用いた作物残留試験(2例)において、1.5%粒剤を1回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後43~78日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.12、 0.30 ppm
代 謝 物 D： 0.12、 0.12 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験(2例)において、1.5%粒剤を2回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後43~78日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.36、 0.48 ppm
代 謝 物 D： 0.26、 0.26 ppm
代 謝 物 F： 0.03、 <0.02 ppm

水稻（玄米）を用いた作物残留試験(1例)において、1.5%粒剤を2回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後42日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.02 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

水稻（稲わら）を用いた作物残留試験(1例)において、1.5%粒剤を2回湛水散布(4kg/10a)したところ、散布後42日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.73 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

②温州みかん

温州みかん（果肉）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布(500L/10a)したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

温州みかん（果皮）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布(500L/10a)したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.08、 0.08 ppm
代 謝 物 D： 0.02、 0.03 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

③ 夏みかん

夏みかん（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（638、700L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.06、 0.05 ppm
代 謝 物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

④ ゆず

ゆず（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（800、500L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 0.08 ppm
代 謝 物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑤ メロン

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（250L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

メロン（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布（250L/10a）したところ、散布後7～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑥もも

もも（果肉）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布(400、300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：0.04、<0.03 ppm

代謝物 F：0.02、<0.02 ppm

もも（果肉）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布(400、300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：0.04、<0.03 ppm

代謝物 F：0.04、0.02 ppm

もも（果皮）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布(400、300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.66、0.30 ppm

代謝物 D：0.06、0.06 ppm

代謝物 F：0.04、0.04 ppm

もも（果皮）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布(400、300L/10a)したところ、散布後14~28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.59、0.26 ppm

代謝物 D：0.10、0.06 ppm

代謝物 F：0.06、0.05 ppm

もも（果肉）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(400、360L/10a)したところ、散布後1~14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.16、0.30 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

もも（果皮）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(400、360L/10a)したところ、散布後1~14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：3.73、9.89 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑦すいか

すいか（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布(300、150~200L/10a)したところ、散布後7~14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：<0.02、<0.02 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑧りんご

りんご（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布(700L/10a)したところ、散布後14~60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布(700L/10a)したところ、散布後14~60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布(700L/10a)したところ、散布後14~60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、<0.03 ppm

代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

りんご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（830、700L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.14、0.04 ppm
代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm
代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

⑨日本なし

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（400L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.03、0.07 ppm
代謝物 D：<0.03、<0.03 ppm
代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400L/10a）したところ、散布後14～28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.07、0.07 ppm
代謝物 D：<0.03、0.03 ppm
代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

日本なし（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（400、350L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.18、0.06 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

⑩かき

かき（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を4回散布（350、435L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.03、 0.06 ppm
代 謝 物 D： <0.03、 <0.03 ppm
代 謝 物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑪ うめ

うめ（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(400L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.50、 0.39 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

⑫ ネクタリン

ネクタリン（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(270、400L/10a)したところ、散布後7~14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.14、 0.03 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

⑬ すもも

すもも（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(500、400L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： <0.05、 <0.05 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

⑭ あんず

あんず（果実）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布(400L/10a)したところ、散布後1~7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 0.40、 0.28 ppm
代 謝 物 D： 測定せず
代 謝 物 F： 測定せず

⑮おうとう

おうとう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（625、400L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：1.13、0.61 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑯ぶどう

ぶどう（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（400、300L/10a）したところ、散布後28日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：0.06、<0.02 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑰いちご

いちご（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の2,000倍希釈液を3回散布（200L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.22、1.48 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

⑱きゅうり

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（159～218.2、250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：0.06、0.08 ppm

代謝物 D：<0.02、<0.02 ppm

代謝物 F：<0.02、<0.02 ppm

きゅうり（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を5回散布（159～218.2、250L/10a）したところ、散布後1～7日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.06、 0.11 ppm
代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

⑱ トマト

トマト（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後1～14日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.02、 0.03 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

⑳ かぼちゃ

かぼちゃ（果実）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の5,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後30～45日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.05、 <0.05 ppm
代謝物 D： 測定せず
代謝物 F： 測定せず

㉑ ねぎ

葉ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

根深ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を3回散布（150L/10a）したところ、散布後21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.05、 <0.02 ppm
代謝物 D： <0.02、 <0.02 ppm
代謝物 F： <0.02、 <0.02 ppm

葉ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1例）において、1.5%粒剤を3回土寄せ時

株元散布（6kg/10a）したところ、散布後 14～28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.02 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

根深ねぎ（茎葉）を用いた作物残留試験（1 例）において、1.5%粒剤を 3 回土寄せ時株元散布（6kg/10a）したところ、散布後 14～28 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：<0.02 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

②にんにく

にんにく（鱗茎）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 4,000 倍希釈液を 3 回散布（300、200L/10a）したところ、散布後 7～21 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：<0.02、<0.02 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

③だいず

だいず（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 1000 倍希釈液を 2 回散布（150L/10a）したところ、散布後 14～60 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.04、0.04 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

だいず（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2 例）において、20%水和剤の 1000 倍希釈液を 4 回散布（150L/10a）したところ、散布後 14～60 日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：0.06、0.13 ppm
代謝物 D：測定せず
代謝物 F：測定せず

だいず（乾燥子実）を用いた作物残留試験（2例）において、50%水和剤の8倍希釈液を無人ヘリコプターにより計2回散布（0.8L/10a）したところ、散布後14～60日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 0.01、 0.02 ppm

代謝物 D： 測定せず

代謝物 F： 測定せず

④茶

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 4.54、 1.39 ppm

代謝物 D： 1.67、 0.80 ppm

代謝物 F： 0.04、 0.02 ppm

茶（荒茶）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 4.67、 2.50 ppm

代謝物 D： 1.91、 1.42 ppm

代謝物 F： 0.04、 0.02 ppm

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を1回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール： 1.72、 0.56 ppm

代謝物 D： 1.06、 0.59 ppm

代謝物 F： 0.02、 <0.02 ppm

茶（浸出液）を用いた作物残留試験（2例）において、20%水和剤の4,000倍希釈液を2回散布（200L/10a）したところ、散布後7～21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール： 1.80、 1.10 ppm

代謝物 D： 1.10、 1.21 ppm

代謝物 F： 0.03、 0.02 ppm

茶（荒茶）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布(200L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：2.5、6.0 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（荒茶）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(200L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：4.4、8.2 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（浸出液）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を1回散布(200L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。

シメコナゾール：0.93、2.17 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

茶（浸出液）を用いた作物残留試験(2例)において、20%水和剤の2,000倍希釈液を2回散布(200L/10a)したところ、散布後7~21日の最大残留量^{注1)}は以下のとおりであった。ただし、これらの試験は適用範囲内で行われていない。^{注2)}

シメコナゾール：1.64、2.54 ppm

代謝物 D：測定せず

代謝物 F：測定せず

なお、これらの試験結果の概要については、別紙1を参照。

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。

(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」)

注2) 適用範囲内で行われていない作物残留試験については、適用範囲内で行われていない条件を斜体で示した。

7. ADIの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号により食品安全委員会あて意見を求めたシメコナゾールに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：0.85 mg/kg 体重/day
(動物種) ラット
(投与方法) 混餌
(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験
(期間) 2年間
安全係数：100
ADI：0.0085 mg/kg 体重/day

8. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では韓国で登録がなされている。

9. 基準値案

(1) 残留の規制対象

シメコナゾール本体

作物残留試験において、シメコナゾールの代謝物である代謝物Dおよび代謝物Fについて分析がおこなわれているが、代謝物Fについては、分析が実施された多くにおいて定量限界未満であることから、規制対象として含めないこととした。また、代謝物Dについては、一部の作物でシメコナゾールと比較してある程度定量されているが、その他の作物については定量限界未満であること、食品健康影響評価書において、代謝物Dの毒性試験について特に問題となるデータは認められないことから、規制対象として含めないこととした。

なお、食品安全委員会よって作成された食品健康影響評価においては、暴露対象物質としてシメコナゾール（親化合物のみ）と設定されている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のシメコナゾールが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算さ

れる、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMDI / ADI (%) 注)
国民平均	24.5
幼小児（1～6歳）	51.1
妊婦	22.1
高齢者（65歳以上）	27.7

注) TMDI 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。

シメコナゾール 作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【シメコナゾール/代謝物D/代謝物F】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
水稲 (玄米)	2	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	1回	43, 52, 68日	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02	
					53, 62, 78日	圃場B:<0.02/<0.02/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	1回	43, 52, 68日	圃場A: 0.12*/0.12/<0.02 (*1回, 68日)	
					53, 62, 78日	圃場B: 0.30/ 0.12/<0.02	
水稲 (玄米)	2	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	2回	43, 52, 68日	圃場A:<0.02/<0.02/<0.02	
					53, 62, 78日	圃場B: 0.02/<0.02/<0.02	
水稲 (稲わら)	2	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	2回	43, 52, 68日	圃場A: 0.36*/ 0.26*/ 0.03* (*1回, 68日)	
					53, 62, 78日	圃場B: 0.48/ 0.26/<0.02	
水稲 (玄米)	1	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	2回	42日	圃場A: 0.02 (2回, 42日) (#)	
水稲 (稲わら)	1	1.5%粒剤	4kg/10a 散布	2回	42日	圃場A: 0.73 (2回, 42日) (#)	
温州みかん (果肉)	2	20%水和剤	4000倍散布 500L/10a	3回	21日	圃場A: 0.02/<0.02/<0.02 (#) 圃場B:<0.02/<0.02/<0.02 (#)	
温州みかん (果皮)	2	20%水和剤	4000倍散布 500L/10a	3回	21日	圃場A: 0.08/0.02/<0.02 (#) 圃場B: 0.08/0.03/<0.02 (#)	
夏みかん (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 638, 700L/10a	3回	21日	圃場A: 0.06/<0.02/<0.02 (#) 圃場B: 0.05/<0.02/<0.02 (#)	
ゆず (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 800, 500L/10a	3回	21日	圃場A: 0.02/<0.02/<0.02 (#) 圃場B: 0.08/<0.02/<0.02 (#)	
メロン (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 250L/10a	3回	7, 14日	圃場A:<0.02*/<0.02*/<0.02* (*3回, 7日) (#) 圃場B:<0.02*/<0.02*/<0.02* (*3回, 7日) (#)	
メロン (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 250L/10a	5回	7, 14日	圃場A:<0.02*/<0.02*/<0.02* (*5回, 7日) (#) 圃場B:<0.02*/<0.02*/<0.02* (*5回, 7日) (#)	
もも (果肉)	2	20%水和剤	4000倍散布 400, 300L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A: 0.04*/ 0.04**/ 0.02** (*2回, 14日、**2回, 28日) 圃場B:<0.03*/<0.03*/<0.02* (*2回, 14日)	
もも (果皮)	2	20%水和剤	4000倍散布 400, 300L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A: 0.66*/0.06*/0.04* (*2回, 14日) 圃場B: 0.30*/0.06*/0.04* (*2回, 14日)	
もも (果肉)	2	20%水和剤	4000倍散布 400, 300L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.04*/ 0.04*/0.04** (*3回, 14日、**3回, 21日) 圃場B:<0.03*/<0.03*/0.02* (*3回, 14日)	
もも (果皮)	2	20%水和剤	4000倍散布 400, 300L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.59*/0.10*/0.06* (*3回, 14日) 圃場B: 0.26*/0.06*/0.05* (*3回, 14日)	
もも (果肉)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 300L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 0.16 圃場B: 0.30	
もも (果皮)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 300L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 3.73 圃場B: 9.89	
すいか (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 300, 150~200L/10a	5回	8, 14日	圃場A:<0.02 (5回, 8日) (#)	
					7, 14日	圃場B:<0.02 (5回, 7日) (#)	
りんご (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 700L/10a	1回	14, 21, 30, 60日	圃場A:<0.03/<0.03/<0.02	
					14, 21, 30, 59日	圃場B:<0.03/<0.03/<0.02	
りんご (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 700L/10a	2回	14, 21, 30, 60日	圃場A: 0.04/<0.03/<0.02	
					14, 21, 30, 59日	圃場B:<0.03/<0.03/<0.02	
りんご (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 700L/10a	3回	14, 21, 30, 60日	圃場A: 0.04/<0.03/<0.02	
					14, 21, 30, 59日	圃場B:<0.03/<0.03/<0.02	
りんご (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 830, 700L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.14/<0.03/<0.02 圃場B: 0.04/<0.03/<0.02	

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【シメコンゾール/代謝物D/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
なし (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 400L/10a	2回	14, 21, 28日	圃場A:<0.03/<0.03/<0.02 圃場B: 0.07/<0.03/<0.02
なし (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 400L/10a	3回	14, 21, 28日	圃場A: 0.07/<0.03/<0.02 圃場B: 0.07/ 0.03/<0.02
なし (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 400, 350L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A: 0.18 圃場B: 0.06
かき (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 350, 435L/10a	4回	21日	圃場A: <0.03*/<0.03*/<0.02*(*4回, 21日) (#) 圃場B: 0.06*/<0.03*/<0.02*(*4回, 21日) (#)
うめ (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.50 圃場B: 0.39
ネクタリン (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 270, 400L/10a	3回	7, 14日	圃場A: 0.14 圃場B: 0.03
すもも (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 500, 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A:<0.05 圃場B:<0.05
あんず (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 400L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.40 圃場B: 0.28
おうとう (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 625, 400L/10a	3回	1, 3, 7, 14日	圃場A: 1.13 圃場B: 0.61
ぶどう (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 400, 300L/10a	3回	28日	圃場A: 0.8*(*3回, 28日) (#) 圃場B: <0.02*(*3回, 28日) (#)
いちご (果実)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.22 圃場B: 1.48
きゅうり (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 159~218.2, 250L/10a	3回	1, 3, 7日	圃場A: 0.06*/<0.02*/<0.02*(*3回, 1日) (#) 圃場B: 0.08*/<0.02*/<0.02*(*3回, 1日) (#)
きゅうり (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 159~218.2, 250L/10a	5回	1, 3, 7日	圃場A: 0.06*/<0.02*/<0.02*(*5回, 1日) (#) 圃場B: 0.11*/<0.02*/<0.02*(*5回, 1日) (#)
トマト (果実)	2	20%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3回	1, 7, 14日	圃場A: 0.02(3回, 1日) (#) 圃場B: 0.03(3回, 1日) (#)
かぼちゃ (果実)	2	20%水和剤	5000倍散布 200L/10a	2回	30, 45日	圃場A:<0.05(2回, 30日) (#) 圃場B:<0.05(2回, 30日) (#)
葉ねぎ (茎葉)	2	20%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3回	21日	圃場A:<0.02*/<0.02*/<0.02*(*3回, 21日) (#) 圃場B:<0.02*/<0.02*/<0.02*(*3回, 21日) (#)
根深ねぎ (茎葉)	2	20%水和剤	4000倍散布 150L/10a	3回	21日	圃場A: 0.05*/<0.02*/<0.02*(*3回, 21日) (#) 圃場B: <0.02*/<0.02*/<0.02*(*3回, 21日) (#)
葉ねぎ (茎葉)	1	1.5%粒剤	6kg/10a 土寄せ時株元処理	3回	14, 21, 28日	圃場A:<0.02
根深ねぎ (茎葉)	1	1.5%粒剤	6kg/10a 土寄せ時株元処理	3回	14, 21, 28日	圃場A:<0.02
にんにく (鱗茎)	2	20%水和剤	4000倍散布 300, 200L/10a	3回	7, 14, 21日	圃場A:<0.02(3回, 7日) (#) 圃場B:<0.02(3回, 7日) (#)
だいず (乾燥子実)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	2回	14, 30, 60日	圃場A: 0.04(2回, 30日) 圃場B: 0.04(2回, 30日)
だいず (乾燥子実)	2	20%水和剤	1000倍散布 150L/10a	4回	14, 30, 60日	圃場A: 0.06(4回, 30日) (#) 圃場B: 0.13(4回, 30日) (#)
だいず (乾燥子実)	2	50%水和剤	8倍散布 0.8L/10a	2回	14, 29, 59日 14, 30, 60日	圃場A: 0.01(2回, 29日) 圃場B: 0.02(2回, 30日)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【シメコナゾール/代謝物D/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
茶 (荒茶)	2	20%水和剤	4000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 4.54/1.67/0.04 圃場B: 1.39/0.80/0.02
茶 (浸出液)	2	20%水和剤	4000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 1.72/1.06/0.02 圃場B: 0.56/0.59*/<0.02>(*2回, 14日)
茶 (荒茶)	2	20%水和剤	4000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 4.67*/1.91*/0.04*(*2回, 7日)(#) 圃場B: 2.50*/1.42*/0.02*(*2回, 7日)(#)
茶 (浸出液)	2	20%水和剤	4000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.80*/1.10*/0.03*(*2回, 7日)(#) 圃場B: 1.10*/1.21*/0.02*(*2回, 7日)(#)
茶 (荒茶)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 2.5 圃場B: 6.0
茶 (浸出液)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	1回	7, 14, 21日	圃場A: 0.93 圃場B: 2.17
茶 (荒茶)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 4.4(2回, 7日)(#) 圃場B: 8.2(2回, 7日)(#)
茶 (浸出液)	2	20%水和剤	2000倍散布 200L/10a	2回	7, 14, 21日	圃場A: 1.64(2回, 7日)(#) 圃場B: 2.54(2回, 7日)(#)

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02 / <0.02, 0.02 / 0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04, 0.04 / 0.06(#), 0.13(#) / 0.01, 0.02
ねぎ	0.2	0.2	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02 (葉ねぎ) 0.05(#), <0.02(#) / <0.02 (根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#), 0.03(#)
きゅうり	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.08(#) / 0.06(#), 0.11(#)
かぼちや	0.2		申			<0.05(#), <0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#) / <0.02(#), <0.02(#)
みかん	0.1	0.1	○			0.02(#), <0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.05(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかん、ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.02(#), 0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			<0.03, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.14, 0.04
日本なし	0.5	0.5	○			<0.03, 0.07 / 0.07, 0.07 / 0.18, 0.06
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.04, <0.03 / 0.04, <0.03 / 0.16, 0.30 (果 肉)
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.66, 0.30 / 0.59, 0.26 / 3.73, 9.89 (果皮)
あんず(アプリコットを含む)	1	1	○			0.14, 0.03
すもも(ブルーンを含む)	0.3	0.3	○			0.40, 0.28
うめ	1		申			<0.05, <0.05
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○			0.50, 0.39
いちご	3	3	○			1.13, 0.61
ぶどう	0.2	0.2	○			0.22, 1.48
かき	0.2	0.2	○			0.8(#), <0.02(#)
						<0.03(#), 0.06(#)
茶	10	10	○			4.54, 1.39 / 4.67(#), 2.50(#) / 2.5, 6.0 / 4.4(#), 8.2(#)(荒茶) 1.72, 0.56 / 1.80(#), 1.10(#) / 0.93, 2.17 / 1.64(#), 2.54(#)(浸出液)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#), 0.08(#)(みか んの果皮)
魚介類	0.02	0.02				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(別紙3)

シメコナゾール推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.1	18.5	9.8	14.0	18.9
大豆	0.2	11.2	6.7	9.1	11.8
ねぎ(リーキを含む)	0.2	2.3	0.9	1.6	2.7
にんにく	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
トマト	0.2	4.9	3.4	4.9	3.8
きゅうり(カーキンを含む)	0.3	4.9	2.5	3.0	5.0
かぼちや(スカッシュを含む)	0.2	1.9	1.2	1.4	2.3
すいか	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.1	0.0	0.0	0.01	0.0
みかん	0.1	4.2	3.5	4.6	4.3
なつみかんの果実全体	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
レモン	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1
グレープフルーツ	0.3	0.4	0.1	0.6	0.2
ライム	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他のかんきつ類果実	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2
りんご	0.5	17.7	18.1	15.0	17.8
日本なし	0.5	2.6	2.2	2.7	2.6
西洋なし	0.5	0.05	0.05	0.05	0.05
もも	0.7	0.4	0.5	2.8	0.1
ネクタリン	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
アンズ(アプリコットを含む)	1	0.1	0.1	0.1	0.1
すもも(ブルーンを含む)	0.3	0.1	0.0	0.4	0.1
うめ	1	1.1	0.3	1.4	1.6
おうとう(チェリーを含む)	3	0.3	0.3	0.3	0.3
いちご	3	0.9	1.2	0.3	0.3
ぶどう	0.2	1.2	0.9	0.3	0.8
かき	0.2	6.3	1.6	4.3	9.9
茶	10	30.0	14.0	35.0	43.0
その他のスパイス	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
魚介類	0.02	1.9	0.9	1.9	1.9
計		111.1	68.6	104.3	127.8
ADI比(%)		24.5	51.1	22.1	27.7

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI：理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

平成13年10月12日	初回農薬登録
平成17年11月29日	残留農薬基準告示
平成19年 2月 5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年 2月 8日	食品安全委員会（要項事項説明）
平成19年 5月28日	第4回農薬専門調査会確認評価第三部会
平成19年 6月 1日	農林水産省から厚生労働省へ魚介類に係る残留基準設定依頼
平成19年 6月 5日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成19年 6月 7日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成19年 6月20日	第20回農薬専門調査会幹事会
平成19年 6月28日	食品安全委員会における食品健康評価（案）の公表
平成19年 6月28日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成19年 7月 3日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成19年 8月 6日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
平成19年 8月23日	食品安全委員会（報告）
平成19年 8月23日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康評価について通知
平成19年11月26日	薬事・食品衛生審議会から答申
平成19年12月28日	残留農薬基準告示

平成20年 9月 3日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準設定依頼（適用拡大：かぼちゃ及びうめ）
平成20年10月 7日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成20年10月 9日	食品安全委員会（要請事項説明）
平成20年12月 9日	第46回農薬専門調査会幹事会
平成21年 3月12日	食品安全委員会（報告）
平成21年 3月12日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康評価について通知
平成21年 7月22日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成21年 7月24日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究科病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部食生活科学科教授
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	国立健康・栄養研究所栄養疫学プログラム国民健康・栄養調査プロジェクトリーダー
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)